

反問に関する基準

平成25年12月25日
全員協議会決定

1 趣旨

この基準は、江田島市議会基本条例（平成25年江田島市条例第36号）第7条第2号に規定する反問権について、必要な事項を定める。

2 本会議及び委員会の運営基準

- (1) 議員が、一方的に質問攻めにするだけでは議論が形骸化してしまう恐れがあることから、政策提言等について論点、争点を明確にするため、市長等執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）が逆質問することができる。
- (2) 反問は、一般質問、緊急質問及び議案質疑に対して行うことができる。
- (3) 議長又は委員長（以下「議長等」という。）は、説明のための市長等から、質問に対する反問の申し出があったときは、これを許可することができる。
- (4) 議長等は、市長等が予算措置や代替案の提示を求めるなど、議決機関として答弁が不可能な反問には、秩序保有権により認めることができないものとする。
- (5) 反問の申し出は、質問者の質問が終わり、説明のための市長等が質問に対する回答を始める前に、挙手をし、議長等に発言を求め許可を受けてから行うものとする。
- (6) 反問ができる者は、元の質問に対して答弁するものに限るものとする。
- (7) 質問者は、反問に対して誠実に答弁しなければならない。

- (8) 反問は、一つの質問項目に対して原則 1 回しかできないものとする。
- (9) 議長は、反問の内容が質問者の質問内容に正対しないもの、議論の進行を阻害する恐れがあると認めるときは許可を取り消し、発言を禁止することができる。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

《 定 義 》

本会議や委員会において、市長等執行機関及びその補助職員は、議員からの質問や質疑に対して答弁を行うに当たり、質問や質疑の内容が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴される方にも議論が分かりにくいものとなってしまいうため、市長等執行機関及びその補助職員が質問や質疑を行った議員に対して、質問の趣旨の確認をすることができるよう定めることで、議論を明確にしようとするものです。